**就労アセスメント実施ガイドライン（案）**

**平成３０年１月**

**小美玉市　社会福祉課**

　本マニュアルに記載された取扱いは、小美玉市が支給決定を行う方に対する取扱いです。他市町村が支給決定を行う利用者に関しては、当該市町村の取扱いを必ずご確認いただきますようお願いします。

**目　次**

１　就労アセスメントの目的について　　　　　　　　　　　　　　　……１

２　就労継続支援Ｂ型の利用について

　(１)就労継続支援Ｂ型の利用に係る対象者について　　　 　　　　……１

(２)就労継続支援Ｂ型を新規で利用する場合

　　 　　　 ……２

３　Ｂ型事業利用希望者の支援学校在学生に係る利用の流れ 　　　……３

４　市内の就労移行支援事業所等(平成３０年１月末現在)　　　 　　　……６

**１　就労アセスメントの目的について**

　障がい者に対して適切な就労支援を行うためには、支援対象者の就労面や生活面に関する多角的な情報を把握しておくことが必要です。

　これらの情報のうち、生活面の情報については、支援対象者を長期間にわたって支援している特別支援学校等から把握することができますが、就労面に関する客観的な情報（作業能力、就労意欲、集中力等）は、作業場面における観察によって別途把握する必要があります。

　このため、就労経験のない者（50歳以上の者や障害基礎年金１級受給者を除く）が就労継続支援Ｂ型事業の利用を希望する場合については、就労アセスメント機能を有する就労支援事業所等がアセスメントを行い、就労面の情報の把握を行うこととなります。

**２　就労継続支援Ｂ型の利用について**

**（１）就労継続支援Ｂ型の利用に係る対象者について**

就労継続支援Ｂ型を利用するには原則として、下記の要件のいずれかに該当する必要があります。

　制度上、就労継続支援Ｂ型の対象者については、

①就労経験がある方で年齢や体力面で雇用されることが困難となった方

②就労移行支援を利用した結果、就労継続支援B型の利用が適切と判断された方

③年齢が50歳以上の方

④障害基礎年金1級を受給されている方

を原則（以下「原則の対象者」という。）としています。

就労継続支援B型を利用する際には、就労移行支援事業所において、就労アセスメントを受けていただく必要があります。

**(２)就労継続支援Ｂ型を新規で利用する場合**

条件（原則の対象者）

①就労経験がある方で年齢や体力面で雇用されることが困難となった方

②就労移行支援を利用した結果、就労継続支援B型の利用が適切と判断された方

③年齢が50歳以上の方

④障害基礎年金1級を受給されている方

いずれかの条件に該当する方

（直接B型事業所を利用可能）

いずれの条件にも該当しない方

就労移行支援を利用するための計画相談、就労移行支援の暫定支給決定

（原則2ヶ月以内）

就労移行支援事業所での

アセスメント（５日～１ヶ月）

アセスメント結果をもとに今後の利用サービスについて検討する。

利用を希望するサービスの計画相談

利用を希望するサービスの支給決定・利用開始

**３　就労アセスメント希望者の支援学校在学生に係る利用の流れ**

　サービス利用相談から利用後までのおおまかな流れは以下のとおりです。

①【生徒・保護者】→【社会福祉課】：高等部３年生の４月～６月

　・就労アセスメントを目的とした就労移行支援事業の利用申請・認定調査を受ける

　・１８歳前の場合には児童相談所長の意見が必要なため，利用希望がある場合には

利用希望の３ヶ月前に相談をしてください。

　・利用サービスを迷っている場合にも就労アセスメントの利用は可能です。

②【生徒・保護者】→【相談支援事業所】

　・就労アセスメントのためのサービス等利用計画案の作成依頼

③【相談支援事業所】→【就労移行支援事業所】

　・相談支援事業所が就労移行支援事業所と連絡をとり、就労アセスメント実施のための調整を実施

④【生徒・保護者】【支援学校等】→【社会福祉課】

　・サービス等利用計画案作成のための参考資料となる就労アセスメント総合記録票の提出

　※２部コピーし、原本を社会福祉課へ、写しを就労移行支援事業所・相談支援事業所へ送付する。

⑤【相談支援事業所】→【生徒・保護者】

　・就労アセスメントのためのサービス等利用計画案を作成して生徒・保護者へ交付

⑥【相談支援事業所】→【社会福祉課】

　・生徒及び保護者が同意し署名されたサービス等利用計画案の写しを提出

⑦【社会福祉課】→【生徒・保護者】

　・就労アセスメントのための暫定支給決定

　・サービス利用支給決定通知及び受給者証を交付

　※支給決定期間は暫定支給の２カ月以内の範囲で個別のケースに応じて設定

⑧【相談支援事業所】→【生徒・保護者】

　・就労アセスメントのためのサービス等利用計画を作成して生徒・保護者へ交付

⑨【相談支援事業所】→【社会福祉課】

　・生徒及び保護者が同意し署名されたサービス等利用計画の写しを提出する。

⑩【就労移行支援事業所】→【生徒・保護者】

　・サービス利用の契約締結

　・個別支援計画の作成

　・就労アセスメントを実施。

　※就労アセスメントは生徒・保護者・学校・相談支援事業所・就労移行支援事業所で相談の上、アセスメントに必要な日数を決定し実施します。標準的な期間は５日～１ヶ月になります。

※事業所への慣れ等もあるため、連続して利用できる期間が理想です。

⑪【就労移行支援事業所】→【本人・保護者・相談支援事業所】

　・アセスメントの結果を取り纏め、本人・保護者・相談支援事業所へ終了の面談を行います。

・アセスメントシート及び評価結果報告書を提出

※３部コピーし、原本を生徒・保護者へ、写しを支援学校・相談支援事業所・社会福祉課へ２週間以内に提出します。

⑫【相談支援事業所・特別支援学校】→【生徒・保護者】

　・就労アセスメントの結果や通常の調査（障害の状況や家庭状況、利用者の意向など）の結果を参考にモニタリングを実施し、最適なサービス種別を相談・提案

卒業後、一般就労の可能性がある場合

卒業後、福祉サービスを利用する場合

⑬-2【相談支援事業所】→【障害者就業・生活支援センター】

・障害者就業・生活支援センターと協力し、一般就労への移行支援を実施

⑬-1【利用者】→【社会福祉課】

　・利用を希望する福祉サービスの利用申請

⑭【利用者】→【相談支援事業所】

　・利用を希望する福祉サービスのためのサービス等利用計画案の作成依頼

⑮【相談支援事業所】→【利用者】

・利用を希望する福祉サービスのためのサービス等利用計画案を作成して利用者へ交付

⑯【相談支援事業所】→【社会福祉課】

　・利用者が同意し署名されたサービス等利用計画案の写しを提出する。

⑰【社会福祉課】→【利用者】

　・サービス等利用計画案を参考に支給決定

　・サービス利用決定通知及び受給者証を交付

⑱【相談支援事業所】→【利用者】

・利用を希望する福祉サービスのためのサービス等利用計画を作成して利用者へ交付

⑯【福祉課】→【利用者】

　・サービス等利用計画案を参考に支給決定を行う。

　・サービス利用決定通知及び受給者証を交付する。

⑲【相談支援事業所】→【社会福祉課】

　・利用者が同意し署名されたサービス等利用計画の写しを提出

⑳【利用者】→【事業所】

　・通所によりサービスの利用開始

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 使用する様式 | | 提出先 |
| ① | ・支給申請書  ・計画相談支援給付費支給申請書・届出書  ・同意書※申請時に１８歳未満の者のみ  （児童相談所長から就労移行支援事業所の利用を適当と  認める旨の意見書交付依頼用）  ・同意書（情報共有用）  ・計画相談支援依頼（変更）届出書 | 社会福祉課 |
| ④ | ・就労アセスメント総合記録票 | 社会福祉課  相談支援事業所  就労移行支援事業所 |
| ⑪ | ・就労アセスメントシート  ・個別支援計画の写し（任意様式）  ・日誌の写し（任意様式） | 社会福祉課  相談支援事業所  特別支援学校 |

**４　市内の就労移行支援事業所**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業所名 | 事業所住所 | 電話番号 |
| サポートセンターきらら | 小美玉市羽鳥2738-546 | 56-5294 |
| ひまわりの郷 | 小美玉市山野1703 | 37-0339 |
| りんご館小美玉 | 小美玉市江戸124-1 | 56-6415 |

**５　市内の相談支援事業所**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業所名 | 事業所住所 | 電話番号 |
| 小美玉社協相談支援事業所美野里 | 小美玉市部室１１０６ | 36-7330 |
| 小美玉社協相談支援事業所玉里 | 小美玉市上玉里１１２２ | 37-1551 |
| たまりメリーホーム | 小美玉市上玉里50-６９ | 26-8808 |
| 相談支援センターひよこ豆 | 小美玉市先後407-1 | 57-6111 |

就労移行支援事業所によるアセスメントの具体的な実施方法については下記を参考としてください。（厚生労働省ホームページに掲載）

・各支援機関の連携による障害者就労支援マニュアル

・就労移行支援事業所による就労アセスメント実施マニュアル

・総合記録票　就労アセスメント結果票

**お問い合わせ先**

小美玉市　社会福祉課　障がい福祉係・相談支援係

〒３１１－３４９５

小美玉市上玉里１１２２

電話０２９９－４８－１１１１